

介護サービスを利用するときに必要な

# 介護保険負担割合証 をお届けします

## 介護保険負担割合証とは

「介護保険負担割合証」は、介護保険サービスや総合事業サービスを利用する際の利用者の自己負担の割合を記した証書です。

証書の見本、負担割合の確認方法は下記をご覧ください。

介護保険サービス等を利用する際は、介護保険負担割合証と介護保険被保険者証（介護保険証）を2枚一組にして担当ケアマネジャー、サービス事業所や施設等へご提示ください。



## 適用期間

8月1日～翌年7月31日まで

※ 今回お届けした「介護保険負担割合証」は、令和8年8月1日から有効になります。

現在お持ちの「介護保険負担割合証」は、原則令和8年7月31日で適用期間が終了となりますのでご注意ください。

## 交付対象者

- ① 要介護・要支援認定を受けている方
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の方



## 介護保険負担割合証の見方（確認方法）

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
被保険者住所	①
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日
割	終了年月日
割	開始年月日
割	終了年月日
②	
保険者番号並びに保険者の名称所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 -8469

介護保険負担割合証（見本）

「介護保険負担割合証」はピンク色の証書です。

- ① 住所・氏名・生年月日などに誤りがないかご確認ください。
- ② 負担割合をご確認ください。

「1割」「2割」「3割」の3種類です。

※ 負担割合の判定方法については、裏面をご覧ください。

※ 適用期間内に負担割合が変更となる場合は、上段に変更前の割合が、下段に変更後の割合が記載されます。

## 問い合わせ先

東三河広域連合 福祉事業部 介護保険課 ☎0532-26-8468・8469

豊橋市役所 長寿介護課 ☎0532-51-3130

田原市役所 高齢福祉課 ☎0531-23-3217

豊川市役所 介護高齢課 ☎0533-89-2173

設楽町役場 町民課 ☎0536-62-0519

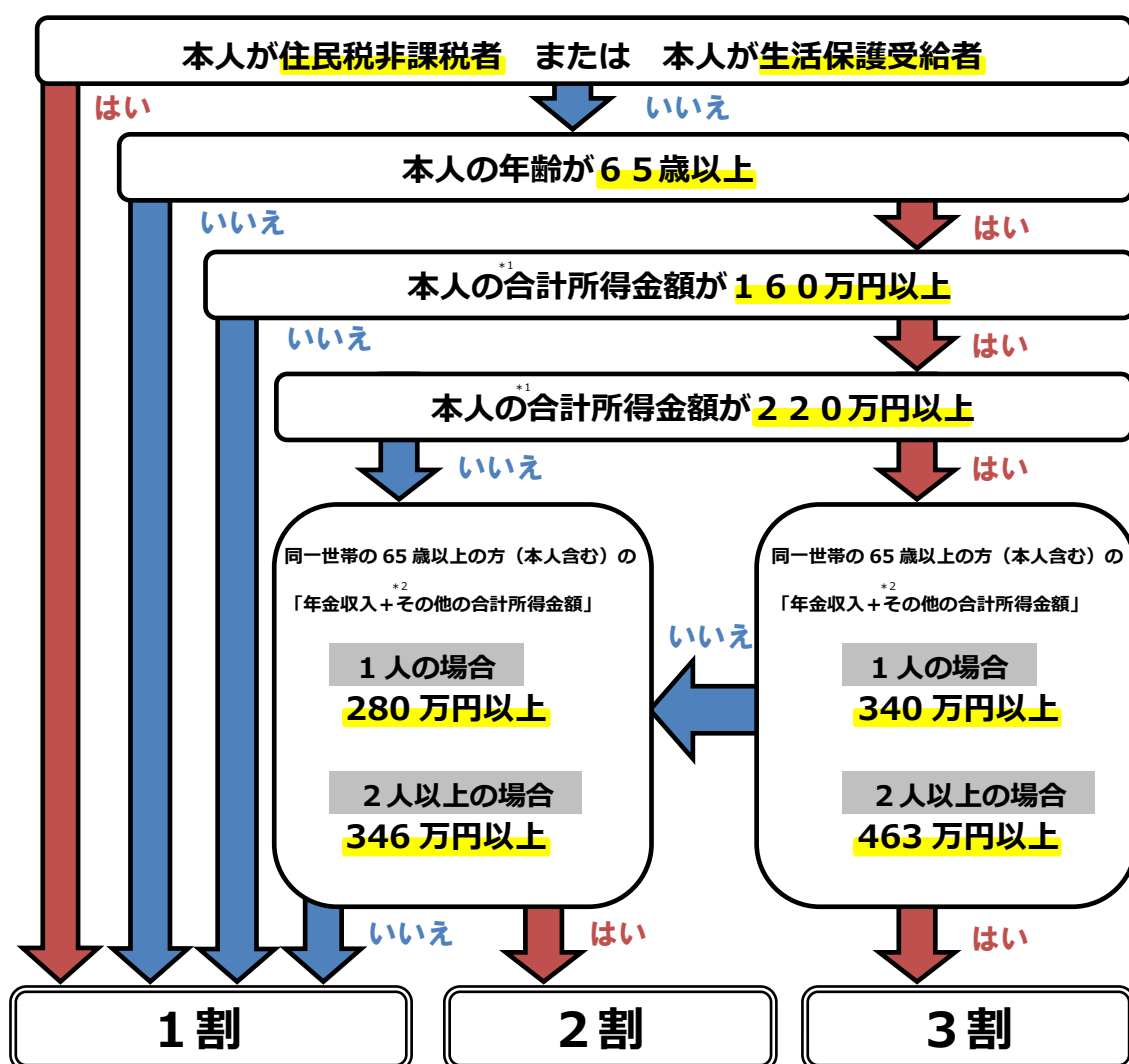
蒲郡市役所 長寿課 ☎0533-66-1176

東栄保健福祉センター 福祉課 ☎0536-76-1815

新城市役所 高齢者支援課 ☎0536-23-7688

豊根村役場 住民課 ☎0536-85-1313

## 負担割合の判定方法



### \*1 合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却などに係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

### \*2 その他の合計所得金額とは

合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※ 世帯構成の変更や世帯員の65歳到達、所得更正などがあつた場合は、適用期間の途中で負担割合が変更になることがあります。このような場合、再度変更後の負担割合証をお送りします(申請などの手続きは必要ありません)。

## Q & A

Q1. 2割、3割負担の人は、1割負担の人の2倍、3倍の費用を負担するということですか。

A1. 必ずしもそうではありません。

利用者負担額には所得等に応じて月々の上限が設定されています。世帯内の負担額が高額になってこの上限を超えた場合、申請により後日払い戻しされます(高額介護サービス費)。対象となった方には申請のご案内をお送りします。

Q2. 介護保険料を滞納していますが、負担割合に影響はありますか。

A2. 介護保険料の滞納がある方は、上記の判定によらず負担割合が3割、または4割となることがあります(給付制限)。給付制限の判定結果は介護保険被保険者証(介護保険証)に記載されます。